

板橋区生涯学習出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主として区民を構成員とするグループ又は団体（以下「団体等」という。）が主催する学習会に、板橋区の職員（以下「職員」という。）を講師として派遣する事業（以下「出前講座」という。）を行うにつき必要な事項を定め、もって、区民の学習機会の拡充を図るとともに、区政、地域の課題等への関心と理解を伸長し、合わせて区政参加の促進を図ることを目的とする。

(申込ができる団体等)

第2条 出前講座を申し込むことができる団体等は、次の各号に掲げる要件を具備するものとする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りではない。

- (1) 主として区内で活動する団体等であること。
- (2) 当該学習会の参加者が10名以上見込まれること。
- (3) 前号に掲げる学習会の参加者のうち半数以上が区内に在住、在勤又は在学する者であること。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、板橋区の各部課（所）において所管する事務事業に関すること又は職員の職務に関する専門知識の範囲内とし、各講義内容については別途定める。

(職員の派遣)

第4条 職員の派遣時間は、午前9時から午後9時までの間で当該職員の正規の勤務時間内とする。ただし、区長が特に認めるときは、当該職員の週休日又は正規の勤務時間外においても派遣することができる。

- 2 1 講座の派遣時間は2時間以内とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、3時間以内とすることができる。
- 3 職員を派遣できる場所は、区内に限るものとする。

(会場の確保)

第5条 出前講座の派遣を受けようとする学習会の会場は、派遣を希望する団体等が確保するものとする。

(申込み)

第6条 出前講座の派遣を希望する団体等は、別に定める方法により、原則として派遣を希望する日の20日前までに、教育委員会事務局生涯学習課に置く生涯学習出前講座事務局（以下「事務局」という。）に申し込むものとする。

(決定)

第7条 事務局は、前条の規定による申込みがあったときは、講義内容により該当する部課（所）（以下「担当部課」という。）と連絡をとるものとする。

2 担当部課は、団体等と日時等を調整のうえ派遣の可否を決定し、団体等の代表者に通知するものとする。

(派遣できない場合)

第8条 団体等の行う学習会が次の各号のいずれかに該当する場合は、職員を派遣しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある場合
- (2) 営利を目的とする場合
- (3) その他出前講座の目的に反すると認められる場合

(変更等の申出)

第9条 第7条の規定により出前講座の派遣決定を受けた団体等の代表者は、講座の内容、開催日時、開催場所その他決定された事項の変更又は中止を希望する場合は、速やかに担当部課に申し出るものとする。

(費用の負担)

第10条 出前講座の職員派遣に係る経費については、板橋区の負担とする。

2 前項に規定する経費を除く当該学習会に係る経費については、団体等の負担とする。

(事務局の所掌)

第11条 事務局は、出前講座に関して必要な事務、調整等を行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。